

選 択 約 款

(家庭用熱電併給契約)

選択約款一部変更の実施日

平成22年	1月	1日	実施
平成23年	11月	15日	実施
平成25年	11月	15日	実施
平成26年	4月	1日	実施

古川ガス株式会社

1. 目 的

この選択約款は、家庭用熱電併給機器（コージェネレーションシステム）の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用熱電供給機器」とは、ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (2) 「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、専用住宅または併用住宅における居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室に設置した複数の放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「基本料金（税込）」及び「基準単位数料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (8) 「基本料金（税抜）」「基準単位数料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (9) 「単位数料金」とは、8. に定める基準単位数料金（税抜）または調整単位数料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用熱電併給機器を専用住宅または併用住宅の居住部分で使用する需要で、併せて家庭用温水暖房システムを設置していることを条件として使用者が希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 使用者は、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

② 古川ガス供給約款（以下「供給約款」といいます。）に定める契約または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。（(5)において同じ。）

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（供給約款に基づく契約を除く。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合は、当該月の検針日および解約を行った日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早收期間」といいます。）に行われる場合には、早收料金に消費税等相当額を加えたものを、早收期間経過後に支払いが行われる場合には、早收料金を3パーセント割増ししたものを（以下「遅收料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早收期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早收期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早收料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早收料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金（税抜） + 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金（税抜） - 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

82,620円

② 平均原料価格 (トンあたり)

LNGおよびLPGそれぞれについて、別表1.(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPGの平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が132,190円以上となった場合は、132,190円といたします。この場合において、価額および数量とは、財務省が関税法第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額および数量といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9702 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0324$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

(1) 当社は、家庭用熱電併給機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用熱電併給機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日：平成26年4月1日からいたします。

2. 本供給契約の実施に伴う切替措置

(1) 当社は平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8.の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じて得た額といたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

1か月につき	2,808.00円(税込)
	2,600.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	114.3828円(税込)
	105.9100円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

